

平成 25 年 2 月 14 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

日本生活協同組合連合会
専務理事 芳賀 唯史

「社会保障・税一体改革」と消費税増税対応に関する要望書

昨年より消費税増税を含めた「社会保障・税一体改革」について検討が進められてきました。昨年の国会審議では消費税増税関連法案は可決されましたが、今回の「平成 25 年度税制改正大綱」においても、消費税の逆進性に対する具体的な施策は税制協議会に先送りされました。また、社会保障のあり方について「社会保障制度改革国民会議」に移行されましたが、依然として議論が進んでいないなど、改革の全体像が示されないままとなっています。

国民生活は引き続き厳しさを増し、低所得者層の増加など格差が広がる中で、国民が安心してくらせる社会制度が求められています。

日本生協連は今後の「社会保障・税一体改革」について、以下の点について十分な議論がなされるよう要望します。

1. 社会保障・税一体改革について、社会保障改革も含めた一体改革の全体像を示した上で、総合的な論議を求めます。
2. 消費税増税の逆進性対策として、「給付付き税額控除」と「食料品等の軽減税率」の 2 つの制度について検討し、効果的な逆進性対策となる制度の導入を求めます。
3. 商品の価格表示方法は「総額表示方式」となっていますが、本来法律で一律に課すべきではなく、消費者にわかりやすい表示方法を事業者自らが適切に選択できることが望ましいと考えます。そのため消費税の「総額表示方式」の法的な義務づけを廃止し、商品の価格表示については事業者自らが適切な方法がとれるようにすることを求めます。
4. 共済・保険分野において、掛金や保険料の消費税は非課税とされてきました。しかし、共済代理店への手数料をはじめとする外部委託費等には消費税（控除対象外消費税）がかかっており、大きな負担となっています。保障として提供すべき掛金への転嫁が生じないよう、控除対象外の消費税

負担を軽減するための措置を講じることを求めます。

5. 医療・介護分野において、社会保険診療等の消費税は非課税とされてきました。しかし、社会保険診療等を行うための医薬品等の仕入れには消費税（控除対象外消費税）がかかるため、医療機関の経営を圧迫しており、また、医療・介護水準の低下を招きかねません。控除対象外の消費税負担を軽減するための措置を講じることを求めます。

以上